

日本弁護士連合会第64回定期総会報告

2013年5月31日(金) 於・ホテルオークラ東京

日本弁護士連合会第64回定期総会は、2013年5月31日(金)午後0時30分から、東京都港区のホテルオークラ東京において開催された。

出席者は、午後1時の時点で、本人出席が498名、代理出席が8,307名、弁護士会出席51名の合計8,856名であり、外国特別会員の出席は、本人出席0名であった。

総会は、荒中事務総長の司会で午後0時30分から始められた。なお、本日の総会が公開となっていることから、マスメディアから傍聴の希望があり、写真撮影及び冒頭の会長挨拶までのテレビカメラによる撮影があること、写真撮影についてはプライバシー保護と円滑な進行のため発言者等の姿をみだりに撮影しないよう協力を要請していることが説明された。

山岸憲司会長が開会を宣言し、次のとおり挨拶した。

昨年の5月9日に始まった私の任期は、2年目に入り、この間、全国の会員の先生方には、温かい御支援を賜り感謝申し上げます。執行部一同、気を引き締めて会務に邁進していくので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

3月には毎週のように土日を利用して被災地を視察し、法テラス、ひまわり公設事務所などで活躍する会員の方々等とも交流を深めてきた。被災地の被害の凄まじさを改めて実感するとともに、復興支援、被災者・被害者支援に今後とも地元弁護士会の皆様と協力しながら、しっかりと取り組んでいかなければならないという思いを強くした。放射性物質による被害が日々拡大している福島県の皆様、とりわけ全国各地に避難している相双地区の人たちの苦難は想像を絶するものであり、決して風化させることなく支援・救済のための活動に取り組んでいきたい。

消滅時効問題についても、被災者・被害者の方々の不安を取り除く法整備に向けて努力を続ける。見直しが迫られている法曹養成制度改革、取調べの可視化などを中心とする刑事司法改革、ユーザー、有識者の方々とも十分に意見交換をしながら民事司法改革についても、全力で取り組んでいく。全面的国選付添人も秋には実現しなければならない。

また、6月には、POLAアジア弁護士会会長会議が東京で十数年ぶりに開催され、秋には、来年東京で開催されるIBA国際法曹協会のイベントもある。今年度は、国際化への対応について積極的に取り組んでいく年になると考えており、多くの会員の

皆様に関心を持っていただき、参加又は支援をお願い申し上げます。

活動領域の拡大や新たな広報戦略にも、全国の会員の知恵を結集していただき展開していくので、よろしくようお願い申し上げます。

本日の総会では、預り金等の取扱いに関する規程制定の議案を諮ることになっている。この間の弁護士による不祥事の多発は、誠にもって遺憾の極みであり、国民の皆様には深くお詫びしなければならないことであると考えている。まずは、本議案を承認・可決していただき、全国の会員が一丸となって、不祥事の再発防止と信頼回復に取り組んでいく、弁護士自治を守る、その決意を共有する一日にしたいと考えている。

また、集团的自衛権の行使容認に反対する決議案も諮ることになっている。秋の人権大会では、なぜ今国防軍なのかというテーマで、安全保障と人権保障の問題を取り上げる。

日弁連や学者、マスメディア等の反対意見などによって、憲法第96条の先行改正の議論は、ここのところトーンダウンしているものの、なお、予断を許さない状況である。立憲主義、平和主義、基本的人権尊重主義などの重要性を改めて共通認識とし、さらに議論を深め、より説得的な意見、考え方を国民の皆様の前に展開すべく取り組んでいくが、各地における取組もよろしくようお願い申し上げます。

ホームページ上に掲載されている会務執行方針などに基づいて、御意見等お寄せいただければ参考にさせていただきたいので、よろしくようお願い申し上げます。

続いて正副議長の選任手続がなされ、山岸会長が議長の選任方法について議場に諮ったところ、小林剛会員（第二東京）から、選挙によらず、会長が指名する方法で、議長及び副議長2名を選出されたいとの動議が提出され、ほかに意見がなかったため、山岸会長が動議を議場に諮ったところ、賛成多数で可決された。

動議可決を受けて、山岸会長は、議長として奈良道博会員（第一東京）、副議長として白井裕子会員（東京）及び玉山直美会員（仙台）をそれぞれ指名し、正副議長から挨拶がなされた。

議事規程第5条に基づき、山岸会長から議案が提出された。

議長から議事録署名者として、太田秀哉会員（東京）、三木祥史会員（第一東京）及び横山聡会員（第二東京）の3名が指名された。

議事に入る前に、副議長は、発言や採決に際しての注意事項を述べ、また、本総会の議事が会則第54条第1項により公開されている旨及び傍聴者は傍聴席にて傍聴されたい旨を述べた。

議長は、議事に入る旨を宣し、議案の朗読を省略したい旨議場に諮り、異議なく承認

された。

【報告事項】 平成24年度会務報告の件

議長は、報告事項「平成24年度会務報告の件」を議題に供した。

菊地裕太郎副会長から、「平成24年度会務報告書」に基づき、次のとおり報告がなされた。

平成24年度の会務を報告する。詳細については、平成24年度会務報告書を御覧いただきたい。なお、宣言・決議案において議論いただくこととなる憲法問題、弁護士不祥事対策の取組については、それぞれ決議案及び規程案の討議に譲り、ここでは 東日本大震災原子力発電所事故の被災者・被害者の支援、法曹養成及び法曹人口問題、刑事司法改革、全面的国選付添人制度、男女共同参画の5点の取組に絞って報告する。

まず、東日本大震災原子力発電所事故の被災者・被害者の支援については、昨年定期総会でも宣言を採択し、最重要課題として取り組んだ。日弁連では、昨年10月まで電話相談を実施したが、この結果に加え、全国の弁護士会が実施した約4万件の法律相談を分析し、その結果を昨年10月に発表した。また、ひまわり公設事務所や法テラス臨時出張所などの法的支援の拠点設置や一昨年に創設した震災復興のための弁護士雇用等に関する補助金支給制度に基づく人材派遣支援、災害甲慰金等の支給に係る弁護士費用の立替事業等を通じ、被災地における法的支援を行っている。原子力損害賠償問題については、原子力損害賠償紛争解決センターの調査官の大幅増員、喫緊の課題となっている損害賠償請求権の消滅時効問題への対応に注力した。さらに、昨年6月に成立した子ども・被災者支援法の制定にも取り組み、現在は具体的な支援策が講じられるように活動している。被災ローン減免制度については、まだまだ利用が進んでいないことから、周知広報活動を行った。

次に法曹養成、法曹人口問題への取組であるが、政府の法曹養成制度検討会議は、本年4月に中間的取りまとめを公表した。昨年6月の理事会で、法曹養成制度改革実現本部を設置し、続いて7月の理事会では、法科大学院制度の改善に関する具体的提言を採択した。この提言と昨年3月に採択した法曹人口政策に関する提言という基本方針を携え、執行部と実現本部の委員、全国の理事等は、検討会議委員や政府関係者等に対して、日弁連の主張に理解を求める活動を日夜粘り強く行った。今後も最終取りまとめに向けて、全力で取組を展開する所存である。

続いて、刑事司法改革の取組についてであるが、法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会への対応が中心となった。日弁連は、昨年度来、部会の弁護士委員、幹事等へのバックアップに加え、新たな刑事司法制度の構築に関する意見書を4次にわたり公表し、

部会の議論に臨んだ。その結果、本年1月には時代に即した新たな刑事司法制度の基本構想が取りまとめられ、その内容は、取調べの可視化、被疑者被告人の身体拘束の在り方の改善、証拠開示の拡充、被疑者国選弁護制度の拡大等について、大きな前進となり得るものとなっている。もっとも通信会話傍受等をはじめ、予断を許さない内容も含まれていることから、引き続き取組を強めていく。

さらに、全面的国選付添人制度の実現に向けては、昨年定期総会で決議を採択し、全国で運動を展開した結果、法務省での意見交換会を経て法制審議会少年法部会では、国選付添人制度の対象事件を被疑者国選弁護制度と同じ範囲まで拡大するという方針に至り、本年2月の法制審議会の総会では、この内容が法務大臣に答申された。検察官の関与も、同じ範囲まで拡大するという極めて悩ましい内容ではあるが、全国の弁護士会や関連委員会の意見を集約しつつ、理事会でも慎重審議の上、適切な対応に努めた。今後一刻も早く法案化され、国会で可決成立されるべく運動を強めていきたい。

最後に、男女共同参画に向けた取組についてであるが、日弁連男女共同参画施策基本大綱第13項によれば、施策の実施状況に関する年次報告を定期総会で行うこととなっている。2010年12月に閣議決定された政府の第3次男女共同参画基本計画では、新たに司法分野における女性の参画拡大が盛り込まれた。2020年までに、検察官、裁判官とともに弁護士における女性割合が30%になることを期待されている。また、女性弁護士のいない地域を減らす取組を求められている。しかし、会員全体から見ると本年4月1日現在で、女性比率は17.7%にとどまっている。そこで、日弁連が2008年に策定した男女共同参画推進基本計画に基づく5年間の活動を踏まえて、本年3月に策定した第2次日弁連男女共同参画推進計画では、男女共同参画推進体制の構築・整備を最重要項目として掲げ、女性弁護士に対するアクセス障害を解消し、女性弁護士の法的サービスが受けられる体制を全国で確保し、地方裁判所支部管内における女性弁護士ゼロ地区を減らし、最終的には解消を目指し、女性会員が地方でも働きやすくなる環境体制をより具体的に整備するという目標を立てている。さらに、ワーク・ライフ・バランスの観点から、育児期間中の会費等免除制度の早期導入を目指すべく検討をしている。以上から、弁護士の活動領域の拡大、司法基盤の整備、拡充等の取組について、男女共同参画の視点から、若手弁護士や司法修習生に対して、女性弁護士のロールモデルを提供するなど、一層強めていくための積極的な方策を推し進める必要があるといえる。

1年間、全国各地で日弁連の取組を支えていただいた会員各位に対し、改めてお礼を申し上げるとともに、引き続き本年度執行部の活動に御協力を賜りたくお願い申し上げて、会務報告とする。

議長は、平成24年度会務報告に関する質疑については、議案の審議の最後一括して行う旨を宣した。

議長は、議事に入る旨を宣した。

[第1号議案] 平成24年度(一般会計・特別会計)決算報告承認の件

議長は、第1号議案「平成24年度(一般会計・特別会計)決算報告承認の件」を議題に供し、市丸信敏平成24年度経理委員長から、次のとおり議案の趣旨説明がなされた。

一般会計の決算から説明する。議案書を御覧いただきたい。まず、収支の全般についてであるが、前期繰越金14億2792万円を除き、当年度の収入は53億1052万円、支出は46億8456万円であった。その結果、平成24年度の収支は6億2595万円の黒字となり、次期繰越金は20億5387万円となった。

次に収入の部について、説明する。会費収入は、予算を上回り、49億1524万円となった。なお、会費未収金が5億7683万円と記載されているが、これは弁護士会からまだ日弁連に送金されていない分ということであり、本日現在、この未収金は全て日弁連に送金済みである。

次に、登録料収入は、予算を上回り1億1371万円となった。

事業収入全体としては、予算を上回り9817万円の収入となった。

支出の部について説明する。会議費は、2億7073万円の予算に対し、2億1145万円の支出となり、5927万円の予算残となった。

委員会費は、10億7125万円の予算に対し、8億182万円の支出となり、2億6942万円の予算残となった。支出超過の委員会が14あったが、科目内流用で対処している。

事業費は、当初予算が8億7808万円であったが、本年の3月1日にスタートした法律相談センター全国統一ナビダイヤル「ひまわりお悩み110番」の運営・広報活動及び弁護士会への援助のために、本年1月予備費5000万円取り崩して、広報宣伝費に充当した。事業費全体としては、7億5201万円の支出となり、1億7606万円の予算残となった。なお、赤字となったところは科目内流用で対処した。

事務費は、22億2856万円の予算に対し、21億586万円の支出となり、1億2269万円の予算残となった。赤字の部分は科目内流用で対処した。一般会計から特別会計への繰入れについては、退職手当積立金特別会計及び法律援助基金会計に予算どおりの額を繰り入れ、会館特別会計に一般会費から会員1人当たり毎月1,500円ずつを繰り入れている。一般会計全体としては、9789万円の赤字予算であったが、6億2595万円の黒字決算となっている。

次に特別会計のうち、主な会計について説明する。退職手当積立金特別会計について

は、一般会計から1億5000万円の繰入れを行い、他方、退職金の支払が2億8250万円あった。

会館特別会計については、会員1人当たり月額1,500円を一般会計から繰入れているが、これが5億5571万円、テナント、駐車場等の運営収入が1038万円、利息収入1333万円となっている。支出は、合計で2億1422万円となっており、次期繰越が49億3910万円となった。

災害復興支援基金特別会計の収入の内訳は寄付金1334万円と利息収入であり、支出は合計1億181万円であった。この結果、平成24年度末の繰越金は2億1138万円となっている。

日弁連ひまわり基金会計の収入は月額700円の特別会費収入や貸付金の返還などであり、合計2億9250万円であった。支出は、過疎地の法律相談センター維持費、公設事務所維持費などで、合計2億5126万円となった。

なお、平成24年12月7日の臨時総会の決議により、従前のひまわり基金会計は偏在解消事業特別会計とともに、平成25年4月1日をもって廃止し、残った資産と負債は新たに設置される日弁連ひまわり基金会計が引き継ぐことになる。

法律援助基金会計は、日本司法支援センターに対する委託業務に関する収支を管理する特別会計である。収入は、平成23年4月から徴収を開始した月額1,300円の特別会費4億7974万円、贖罪寄付などの寄付金収入が8329万円、一般会計からの繰入金1億円などの合計6億6307万円であった。これに対して、委託事業費などの支出合計額は、5億86万円である。その結果、単年度収支では1億6220万円の黒字となり、次期繰越金は5億763万円となった。

偏在解消事業特別会計は本年4月1日をもって廃止され、新たに設置されるひまわり基金特別会計に引き継がれる。支出は、弁護士養成費用支援、独立開業支援など合計1億2759万円であった。

少年・刑事財政基金会計は、収入が月額4,200円の特別会費収入15億4967万円、寄付金収入126万円、合計15億5094万円に対し、初回接見費、初回接見通訳費、刑事被疑者弁護援助委託事業費、少年保護事件付添援助委託事業費などの支出合計が15億5456万円で、単年度収支では361万円の赤字になっている。次期繰越は、3億7073万円となった。

最後に、日弁連の全会計を通しての収支についてであるが、全会計を合わせると9億6144万円ほど正味財産が増加した。

以上の一般会計及び特別会計の決算については、平成25年4月16日に平成24年度の経理委員会の承認を得て、同年4月23日に平成24年度監事の監査を経て5月9日に理事会の承認を得たことを併せて報告する。

続いて、議長は、平成24年度監事に監査報告を求め、野々山哲郎平成24年度監事

から、帳簿書類及び証票書類を検査し、その他必要と認められた事項について説明を求めて監査した結果、平成24年度に属する一般会計及び特別会計の収支計算書、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録は、いずれも収支状況と財政状況を適正に表示しているものと認められた旨の監査報告がなされた。

議長から、質疑及び討論を一括する旨の提案がなされ、議場において異議なく承認されたことから、議長は、質疑及び討論を一括して行う旨を宣した。

議長は、質疑及び討論を希望する者がいないことを確認し、質疑及び討論を終了して採決に入る旨を宣した。挙手による採決の結果、第1号議案は賛成多数により可決された。

〔第2号議案〕 平成25年度（一般会計・特別会計）予算議決の件

〔第3号議案〕 平成26年度（一般会計・特別会計）4・5月分暫定予算議決の件

議長は、第2号議案「平成25年度（一般会計・特別会計）予算議決の件」、第3号議案「平成26年度（一般会計・特別会計）4・5月分暫定予算議決の件」を一括して議題に供する旨提案し、議場において異議なく承認されたことから、一括して議題に供し、審議は一括して行うが、採決は個別に行うことを宣した。

横溝高至副会長から、第2号議案「平成25年度（一般会計・特別会計）予算議決の件」、第3号議案「平成26年度（一般会計・特別会計）4・5月分暫定予算議決の件」について次のとおり趣旨説明がなされた。

平成25年度の予算編成の基本的な考え方を説明する。平成25年度は、平成23年度及び平成24年度に引き続き、東日本大震災とこれに伴う東京電力福島第一原子力発電所事故の被災者・被害者への法的支援と復旧・復興への取組を重要課題としている。

法曹養成改革についても、政府の法曹養成制度検討会議の取りまとめに対して対応を強化していく。

取調べの全過程の録音・録画、被疑者国選弁護人制度の拡大、少年保護事件の国選付添人の拡充についての立法の実現、その他7事業についての国費化、公費化に向けて対応態勢を整備していかなければならないと考えている。

平成25年度は、事業費に十分な予算を投入することにし、法律相談センター全国統一ナビダイヤル「ひまわりお悩み110番」の運営及び広報に必要な予算を割り当てた。日弁連の事業の広報活動にも十分な予算を割り当てた。

国際関係では、平成25年6月にアジア弁護士会会長会議、平成26年10月に国際

法曹協会年次大会が東京で開催されるため、その準備及び運営を万全とするために必要な予算を割り当てた。

会員研修については、日弁連研修センターを研修委員会と日弁連総合研修センターに改編し、弁護士会・弁護士会連合会の意見を反映させながら、各種研修を企画立案し実行していくことにした。また、研修総合サイトの改修にも必要な予算を割り当てた。

この他、えん罪を防止するための刑事司法の抜本的改革をはじめとして、議案書の76ページに記載されているような取組をしていく。次に、平成25年度の一般会計の予算規模について説明する。

収入については、平成25年度は、平成25年4月から平成26年3月までの12か月分の会費収入を含め、55億170万円を計上している。収入のうち会費収入の増額分は2億3075万円と試算している。この収入額に平成24年度からの繰越金20億5387万円を加算すると、約75億円の予算規模となる。

支出については、平成25年度は、平成24年度予算との比較で、会議費を減額して2億6270万円とし、委員会費を減額して10億2500万円とした。そして、広報活動や国際活動に必要な予算を割り当て、事業費を平成24年度の当初予算から増額して10億円としている。事務費は、可能な限り予算の節減を図り22億7000万円としている。

それから、予算編成に当たり、特に配慮した項目について、収入・支出別に説明する。

日弁連の収入の大半を占める会費収入については、51億4600万円を計上した。登録料収入については、司法修習終了後に登録する会員1,805名の登録料を中心に1億610万円とした。事業収入は過去5年の決算平均を基に8800万円とした。諸受入金は外郭団体等への出向職員・嘱託弁護士の人件費回収分が主な中身であるが、1億2076万円とした。利息収入については、84万円とした。雑収入は、過去5年の決算平均を基に4000万円とした。この合計が収入として55億170万円となっている。

次に、事業活動の支出のうち、会議費支出については、総会は定期総会、臨時総会2回の開催を見込んでいる。また、従前同様、理事会を月に1回、2日間にわたり開催することとしている。

緊急の課題に迅速に対処するためのワーキンググループなどの活動費用を役員協議会関係費として計上しているが、平成25年度は7600万円とした。

委員会費支出の関係について、過去5年間の平均的な活動の決算を踏まえ、事業計画を基に検討し、合計10億2500万円とした。

事業費支出について、平成25年度は、日弁連主催の大規模行事として、第56回人権擁護大会、第18回弁護士業務改革シンポジウムが予定されているので、その開催に必要な予算を計上した。

また、平成25年度は、広報活動に重点を置いて予算配分をしており、広報宣伝費を

平成24年度当初予算から増額して9121万円とした。

また、国際関係について、アジア弁護士会会長会議や国際法曹協会年次大会に向けて、国際関係費を増額して3500万円とした。

研修関係予算について、研修総合サイトの改修及び維持・運用費用を会館特別会計から支出することとして、新たに日弁連総合研修センターの活動に係る予算を組み込んだ結果、予算としては9300万円とした。会員研修については、研修委員会及び日弁連総合研修センターを軸として体制を整備して、今後一層の充実を図っていく予定である。

法律相談センター統一ナビダイヤル「ひまわりお悩み110番」については、平成25年度は科目を新設して、5120万円計上した。主な内容としては、「ひまわりお悩み110番」ナビダイヤルの運営費、広報活動のための弁護士会への援助金760万円、日弁連としての「ひまわりお悩み110番」広告費用として新聞広告2500万円、Web広告1350万円、グッズ製作費等で210万円という内訳になっている。

事務費は、合計で22億7000万円とした。

補足するが、弁護士会への様々な形で援助金も計上している。委員会などで企画した電話相談や一斉行事への費用援助、ブロック協議会などの場合の弁護士会への費用援助、若手支援事業実施弁護士会への費用援助などである。企画段階の集計になるが、一般会計で約1億6000万円の援助金が盛り込まれている。また、新しいテレビ会議システムの導入費用の援助金を会館特別会計から2400万円計上している。

特別会計の主なものについて、説明する。会館特別会計について、毎月一般会費から1,500円を繰り入れることになっているので、平成25年度は5億8000万円の繰入れを予定している。

支出については、弁護士会館の維持・管理に係る費用のほか、新テレビ会議システムの導入・運営に係る費用として約5000万円を計上している。この中に弁護士会の支部へのテレビ会議システム導入補助費として2400万円が含まれている。

また、従前一般会計の日弁連研修センター事業費に計上されていた研修総合サイトの維持・運用に係る費用については、システム改修を予定していることもあり、平成25年度から全て会館特別会計に計上する。具体的には、研修総合サイト開発費用として3000万円、運用費用として1500万円を計上している。

法律援助基金会計については、平成23年4月から月額1,300円の特別会費を徴収している。これは、毎年一般会計から1億円を繰り入れることを前提としており、平成25年度も1億円の繰入れを行うことにしている。法テラスに委託している各法律援助事業の平成25年度の援助予定件数については、平成24年度の事業計画及び見込み件数を基に、関連委員会からも意見を聞いた上で算出している。犯罪被害者法律援助基金会計及び難民認定法律援助基金会計については寄付金収入があるため、法律援助基金とは別会計としている。

少年・刑事財政基金会計について、平成23年4月から特別会費を1,100円増額

して月額4,200円を徴収している。一般会計からの繰入れはない。

平成25年度の法テラスへ委託する委託経費、これは少年・刑事財政基金と、その他7事業と合わせると20億5975万円となる。このうち少年・刑事の関係が15億5417万円を占めている。

日弁連ひまわり基金会計は、平成24年12月7日の臨時総会で、平成25年4月1日付けで日弁連ひまわり基金会計及び偏在解消事業特別会計を廃止し、新たに設けたものである。廃止したそれぞれの会計の資産と負債を受け継ぐことになっている。平成25年度は、平成24年12月の臨時総会で示されたシミュレーションに基づいて予算計上している。

暫定予算案について、説明する。平成26年度一般会計及び特別会計の4月分・5月分の暫定予算案は、従前の例により、平成25年度予算案の12分の2に相当する金額を計上した。

それから、同一大科目内の流用について説明する。会計規則第6条によると、定期総会において予算の議決を得るときは、予算の大科目内の科目の流用について、承認を得ることができる」と規定されている。この点についても、あわせて御承認いただきたい。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

議長は、質疑を希望する者がいないことを確認し、質疑を終了して討論に入る旨を宣した。

議長は、討論を希望する者がいないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨を宣した。

まず第2号議案の採決が行われ、原案及び同一大科目内の科目相互間の流用の件が諮られ、挙手により賛成多数で可決された。

続いて第3号議案の採決が行われ、原案及び同一大科目内の科目相互間の流用の件が諮られ、挙手により賛成多数で可決された。

【第4号議案】 資格審査会委員及び同予備委員、綱紀委員会委員及び同予備委員、懲戒委員会委員及び同予備委員並びに綱紀審査会委員及び同予備委員選任を理事会に一任する件

議長は、第4号議案「資格審査会委員及び同予備委員、綱紀委員会委員及び同予備委員、懲戒委員会委員及び同予備委員並びに綱紀審査会委員及び同予備委員選任を理事会に一任する件」を議題に供した。

横溝副会長から、第4号議案について、平成25年10月31日に任期が満了する資格審査会及び懲戒委員会の委員、予備委員の後任の選任、平成26年3月31日に任期が満了する綱紀委員会委員の半数及び予備委員全員、綱紀審査会委員のうち6名と予備委員全員の後任の選任について、今後開催される理事会に一任し、その選任をもって本定期総会の選任とすること並びに委員及び予備委員が任期中に欠けた場合の補充選任についても、同様に理事会に一任することを提案する旨の趣旨説明がなされた。

その後、議長から質疑、討論を省略する旨の提案がなされ、議場において異議なく承認されたことから、直ちに挙手による採決に入ったところ、第4号議案は賛成多数により可決された。

【第5号議案】 預り金等の取扱いに関する規程制定の件

議長は、第5号議案「預り金等の取扱いに関する規程制定の件」を議題に供した。

横溝副会長から、第5号議案「預り金等の取扱いに関する規程制定の件」について次のとおり趣旨説明がなされた。

預り金等の取扱いに関する規程案は、12条からなっており、本規程の目的は、預り金・預り預貯金の取扱いを適正にすることにある。第2条から第8条までの流用の禁止、預り金口座開設、預り金の保管方法、通知義務、預り証発行義務、記録義務、収支報告義務、これらは適正さを担保するためのものである。

第9条の弁護士会による照会の規定は、市民窓口への苦情申立て、あるいは紛議調停申立てなどにより、特定の会員について預り金の取扱いに関し、疑問のある事情が判明したような場合には、弁護士会が当該会員に対し照会するというものである。照会の結果、さらに調査をする必要があった場合は、調査することもできる。

第10条は、照会に対する書面による回答義務を定めている。ただし書において、依頼者、相手方その他利害関係人の氏名、経緯等事件の内容に関わる事項が含まれている場合は、当該事項を伏せて回答することができるという定めになっている。

第11条は、調査の結果により、相当と認められるときは、助言、会請求の措置を採るという定めである。

第12条は、調査等で知り得た情報に関し、関係者である役職員に守秘義務を課す規定である。

提案理由を説明する。本規程案の提案に至った審議経過等を申し上げる。平成23年から平成24年にかけて、弁護士が多数の依頼者から巨額の金員を詐取した事件、後見

監督人に就任した弁護士が金銭を詐取した事件、後見人に就任した弁護士が被後見人の金銭を横領した事件、依頼者からの預り金を横領した事件など、弁護士が業務上預かり保管する金銭等にまつわる事件が続けて公になった。

これらの事件に関し、事件が公になる前から弁護士会に対し苦情申立てが相当数に上っていた。そのため弁護士会の指導監督体制に制度的欠陥があるのではないかという批判が強まってきた次第である。

このような弁護士及び弁護士会に対する市民の信頼を根底から揺るがしかねない非常事態を受け、日弁連としては、平成24年10月3日に市民窓口及び紛議調停制度に関するワーキンググループの中に、弁護士不祥事対策検討プロジェクトチームを設置し、弁護士不祥事対策について具体的に検討を開始した。

このプロジェクトチームは、平成25年1月10日付けで、「不祥事の根絶をめざして、市民窓口機能強化等の提言」を提出した。ここでは、市民窓口における情報の積極的活用、市民窓口の機能強化、紛議調停における情報の利用、懲戒手続の整備、事前公表制度の適時の利用、弁護士相談窓口の整備、研修制度の強化について、提言されている。

これら提言の柱の一つとして、預り金等の取扱いに関する規程を制定すべきであるということが述べられて、具体的な規程案が示された次第である。

その後、この規程案について、全国の弁護士会、関連委員会に意見照会を行った結果、規程を制定すること自体については、積極的に進めるべきであるという意見であった。

弁護士職務基本規程第38条、第45条に預り金管理に関する規定が定められている。しかしながら、この間に公になった弁護士の不祥事のうち、かなりの数が依頼者からの預り金管理に関連する事案であること、預り金の不正使用は得てして被害が大きくなりがちであり、市民の信頼を確保するという要請は一段と強いことから、当連合会において、預り金管理に関し相当程度に踏み込んだ内容の会規を制定する必要があると考え、また、市民の信頼を確保するため、急がなければならないという要請もあった。

当連合会は、会規を制定するに当たっては、市民の信頼の確保のために迅速に対応し、かつ、規律内容を全国で統一する必要があると考えている。

この規程案は、弁護士会が採り得る対応を定めているが、これを採らなかった場合、あるいは採ったとしても対応が不相当であった場合、弁護士会が責任を問われる可能性がないわけではないという指摘もある。

しかし、責任の有無は個別的・具体的な事情に照らし判断されるものであり、本規程の制定によって、直ちに責任を問われるものではない。そうした懸念よりも、弁護士会に対する市民の信頼を確保し、弁護士自治を堅持するために、弁護士会の適切な対応こそが重要であり、本規程の適切な運用が望まれるところである。

以上から、本規程の制定を求めるに至った次第である。

本規程案は、全国の弁護士会の統一的な規定であり、各弁護士会において、会内合意

を形成した上で、さらなる上乘せ規定を設けることを否定するものではない。

また、弁護士会の指導・監督は、弁護士の不祥事を防止し、弁護士に対する市民の信頼を確保することにある。他方、弁護士の独立性、弁護権を不当に侵害しないよう、あるいは守秘義務に違反する事態とならないようにするという点も十分配慮した規定となっており、御理解いただきたい。

以上のとおり、本規程の制定を提案する。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

長谷川栄治会員（広島） 「1点目は、この規程は会員に向けられて定められていると思うが、第12条の冒頭、『弁護士会の役員及び職員は』となっており、この会規で職員を規制することが適当なのか。2点目は、第12条で、『弁護士会の役員及び職員は、第10条の規定により知り得た会員の預り金及び預り預貯金に関する秘密を他に漏らしてはならない』となっているが、正当な理由がなくといった例外が留保されていない。例えば第11条に定められている懲戒の手續、綱紀の手續となった場合、役員は懲戒や綱紀の委員にこの内容を知らせることがこの規定との関係で許されるのか。また、弁護士会が損害賠償請求を受けた場合などに、その裁判において、この調査の中で知り得た秘密を開示することが許されるのか。3点目は、調査の端緒となるのはおそらく市民窓口等への申し出になるかと思うが、申し出た依頼者などにこの調査結果を知らせることは予定されているのか。仮に、予定されているとすれば、先ほどの第12条で秘密を他に漏らしてはならないとされていることとの関係はどうなるのか。また、その依頼者の方に結果を知らせる手續等については、この規定の中に特に定めがないが、その辺りをどのように処理するのか。」

横溝副会長 「1点目について、調査の過程で役員とともに、役員の指示でその調査回答の書類を見る職員もいる。関与した職員から重要な事情が漏れてはならないという趣旨で、職員も対象にしている。2点目について、第12条は漏らしてはならないということで、例外については、特に規定されていないが、刑法における秘密漏泄罪と同様に、正当な理由がある場合は許されるということもあるので、この規程もそういう含みは入っていると御理解頂きたい。それから、訴訟を起こされて、弁護士会が対応する場合、主張・立証は尽くさなければいけないという面はあるので、調査によって得た情報を訴訟手續の中で開示していかなければならないと思っている。3点目について、あくまでも弁護士の職務に関して、預り金を適正にすることが趣旨なので、苦情申立人に対して、調査結果を報告することまでは予定していない。」

長谷川会員 「2点目の質問について、正当な理由なくという文言は入っていないが、

それを読み込んでかまわないという趣旨でよいか。」

横溝副会長 「そう理解して結構である。」

長谷川会員 「これを付け加えることは、考えていないのか。」

横溝副会長 「極めて厳しくこの漏洩を禁ずるためには、条項の中にあえて規定しないほうがよいと考えている。」

長谷川会員 「各単位会でそれを付け加えることについて、日弁連として否定するものではないと理解してよいか。」

横溝副会長 「これはあくまで日弁連の会規であり、それとは別に弁護士会でそれぞれ事情に応じた会規を設けることは構わない。ただ、日弁連の会規よりも弱まった規定を設けるとなると、日弁連の会規のほうが優先して適用されるということはあるかもしれない。」

長谷川会員 「その点をまさに心配をしているのであるが、正当な理由なくという文言が入ると、弱まるとは解釈されないということによろしいか。」

横溝副会長 「はい。」

長谷川会員 「承知した。」

議長は、他に質疑を希望する者がいないことを確認し、質疑を終了して討論に入る旨を宣した。

古賀和孝会員（福岡県） 「当会の会員が昨年3月末、そして5月に逮捕され有罪判決を受けた事件、そして昨年10月には、弁連の理事長までやった会員の事件があり、これが今回の不祥事対策の大きなきっかけになったことについて、大変申し訳ないと思っている。

そのような状況下で、当会において不祥事対策を早急に立て、市民の信頼回復をしなければならないと、執行部だけではなく、常議員会の中でも議論したのは、今回当会に起こっている問題は、特別な会員が引き起こしたイレギュラーな事件ではなく、今私も弁護士が置かれている状況を見ると、自分たちが場合によっては同じようなことを起こす可能性があるのではないかという視点をしっかり持った上で対応を採るというこ

とである。

しかも、弁護士法、日弁連の規程、各単位弁護士会の規程、当会の規則細則など、いろいろあるが、不祥事に関する規程というのは、不十分・不完全と言わざるを得ないものであった。

この誰でも起こし得る問題であるということ、規程については、不備があるならば積極的にこれを改善すべきであるという視点から、過去に起こった事件の問題点について洗い出しをした。一つ目は、弁護士の使命を忘れていないかということ、二つ目は、預り金に関する管理がとてまずさんであること、三つ目は、市民窓口複数の届出があるが、従来から弁護士の職務の独立性の要請から、なかなか踏み込むことが難しいということ、こういうところに共通点があった。

そこで、当会は、まず、一切執行部を通すことなくサポートする者に相談できるという会員サポート制度を作った。

もう一つは、市民窓口の充実を図るべく、毎週、執行部会議の中で、前週に届けられた市民窓口への通報を再度執行部役員がダブルチェックし、とりわけ金銭問題についてしっかり見極めるという取組をしている。その上で同じ問題に関する通報が何度も寄せられるときには、事情を聞くという運営をしている。市民窓口の規定について、苦情が多い会員については、一定の回数を定めて、弁護士会館に出向いて説明してもらい、必要であれば、助言するという対応をしてきた。

最も重要な預り金については、既に今年3月の臨時総会において、今回審議される日弁連案より厳しい規定を盛り込んだ規程を既に決議しているところである。

預り金口座について、きちんと管理をすることが弁護士に対する信頼を回復するための責務であると考えている。

1週間ほど前、当会の定期総会があり、そこで現在の執行部は、不祥事撲滅の宣言をしている。

本日のこの日弁連の預り金等の取扱いに関する規程が成立することを、心から祈念している。」

森川文人会員（第二東京） 「反対の意見を述べる。今般の不祥事であるが、この現実が招かれたのは、2008年以来の大恐慌の激化にあっても、弁護士激増路線を基本的に続行してきたからである。まず、この点を確認しなければ何も進まない。

預り金に手を付けるべきではないが、預り金の管理取締りでは、根本解決には何ら結び付かない。むしろ問題の本質をごまかすものでしかない。

執行部は、かつて弁護士人口について、社会にニーズがあると主張していた。しかし、徐々に、ニーズの掘り出しが不十分であるとか、さらには海外進出、自治体への就職の可能性が唱えられ、結局、即独、軒弁など一挙に弁護士の世界は貧窮化した。賛成した者の責任もあると思う。預り金に手をささなくとも仕事はいくらでもあると示すことが

できないなら、懺悔してこの10年の司法改革推進路線を抜本的に改めるべきである。

実際、こんな預り金取締り規定で、何かが解決するなどと思っている人はいないと思う。弁護士会は、仲間を取り締まるのではなく、このような事態を招いた現況と戦うことでしか、信頼は回復できない。弁護士会としてしっかり団結し、自治を守り抜くために戦おう。このような後ろ向きの本議案に対しては、反対する。」

熊田登与子会員（愛知県） 「弁護士不祥事対策検討プロジェクトチーム員という立場で、今回の不祥事対策、また預り金規程案の作成に関わった立場から、賛成意見を述べる。

最高裁の統計によれば、平成24年の弁護士成年後見人の選任件数は、4,613件であり、これは毎年増えている。多くの弁護士は、本当に何年も誠実に業務を行っているが、一握りの方の不祥事、横領事件のために、長年誠実に成年後見業務を行ってきた弁護士が疑いの目で見られるということは、本当に腹立たしく悔しい。

そこで、今必要なのは、やはり成年後見業務も含めた預り金の規程について、市民からも納得いただけるルールを示すということであると考え。これは、プロジェクトチーム全員の一致した意見であった。

こうした視点で弁護士、弁護士会の信頼を維持するためにも、本議案に賛成する。」

山本志都会員（東京） 「この議案に反対する。こういう事件が起きていることの原因は、弁護士激増の中で、弁護士の貧窮化が進んでいる中で、必然的に起きてきてしまったのではないかと思う。特別な方が起こしていることではないという面も、多分あるのだと思う。

そういう根本的な問題ということについての対応をきちんとしないうまま、こういう対応だけをとっても、不祥事対策として有効であるのかそもそも疑問である。

中身について少し述べるが、規程第9条では、『違反すると思料する相当の理由がある』場合という非常に曖昧な文言で、会員について調査ができることになっている。

本来、実質的な不祥事の防止対策としては、会内の人間関係をきちんとつくっていくとか、事務所内でものを言い合える関係がきちんとある、また、何か困ったことがあったときには相談できるような関係があるということが、一番重要なのではないかと思う。その中で、やはり弁護士が弁護士会に対して信頼を持つということが、非常に重要だと思う。

弁護士会が会員に対する監視を強めていくことが、弁護士会に対する信頼を強めるかという、全くそうはならない。若手の弁護士は、離反していってしまうということがあるのではないかと思う。

さらにいえば、例えば預り金口座を作ることは当然だと思うが、それ以外の記録義務とか、収支報告というのは、懲戒請求事由が新しくできるということにもなりかねない

と思う。

かつて弁護士自治を守るために導入された制度が、結局弁護士自治を縛るものになっていっているという例は、多数あると思うので、今回の規程にも反対する。」

木村保夫会員（横浜） 「福岡、大阪、岡山などで弁護士が預り金を横領したり、詐取したりして次々と逮捕されるという不祥事が続き、しかもその金額はいずれも多額で、また弁護連の元理事長もいるということで、昨年の日弁護連の理事会は、その報告の度ごとに誠に重い沈痛な雰囲気であった。

そんな中で、理事者全員が真剣に議論し、本年1月、弁護士の一連の不祥事に関する理事会決議を出した。さらに、このままでは弁護士に対する信頼が根底から失われ、果ては弁護士自治まで危うくなる、日弁護連として早急に防止策を講ずる必要があるということで提案されたのが、本日の預り金等の取扱いに関する規程案である。

日弁護連の定期総会では、決算の承認や予算案を審議するのであり、定期総会でこのような重い議題を上程するのは、異例と言っているかもしれない。しかし、これだけ深刻な不祥事が続く中で、日弁護連として手をこまねているわけにはいかない。

本日の提案は、執行部として弁護士自治に対する危機感と、何としても弁護士自治を守るという強い決意の表れであると私は理解している。この執行部案の預り金等の取扱いに関する規程案に対しては、規程を作ったところで、横領する者は横領する、詐欺をする者は詐欺をするという批判がある。しかし、一連の不祥事の事案を聞いてみると、最初から着服するつもりであったわけではなく、やはり預り金と自分の事務所の口座を区別せずにやっているうちに、ずるずると預り金まで食い込んでしまい、その結果横領となったり、あるいはそれを穴埋めするために他から横領したり、詐取したりといったケースもあるということである。

残念ながら、まだ預り金専用口座を作っていない会員もあると聞いている。

したがって、不祥事防止のためにこのような預り金等の取扱いに関する規程を作り、実行していくことは、意味のあることだと私は考える。

また、私は、この執行部案の本日の規程案だけでは、弁護士の不祥事を防止するには十分でないと考えている。横浜弁護士会では、本年3月22日に臨時総会を招集し、総合的な弁護士不祥事防止対策に積極的に取り組む旨の総会決議をした。

その上で、不祥事防止対策を具体化するために不祥事防止対策PTを立ち上げた。弁護士の不祥事の兆候としては、市民窓口への苦情申立て、会費の滞納、あるいは相談センターで事件を受任した場合の納付金の遅滞というようなことがある。また、紛議調停手続における情報も有用である。これらの情報がバラバラに管理されていたのでは、不祥事の芽は見抜けないため、これらの情報を集約して、理事者が交代しても継続的に管理できる方法が必要だと考える。

また、理事者が不祥事の疑いがある情報を覚知したときに、担当会員を理事者が呼び

出して直接事情を聞き、場合によっては指導するというような方法であるとか、基準については、一方では弁護士の弁護権や職務の独立性といった問題もあるので、慎重に検討しているところである。

さらに、横浜弁護士会では、既に平成12年に今回と同じような預り金の取扱いに関する会規を制定しているが、これをさらにバージョンアップする必要があるのではないかということも検討している。

本日のこの執行部提案の預り金等の取扱いに関する規程案は、いわば最低限のミニマムスタンダードであると考えている。充実した実効性のある預り金に関する規程を定めると同時に、総合的な不祥事防止対策を検討し、実行すべきであるということを御提案して、私の賛成意見とする。」

藤田城治会員（第二東京） 「私も相次ぐ預り金等の不祥事については、非常に心を痛めている。そして、先ほどの発言にもあった、これは特定の弁護士の不法行為ではないと、要するに構造的な原因があると感じている。そこから目を背けてはいけないと思う。

先ほど、弁護士自治を守るためという発言があり、確かに弁護士自治を守るためには、我々の内に対する厳しさというものが必要だと思う。この規程についても、特に異論はない。

しかし、根本原因に向き合わないで取締りだけをすることによって、弁護士自治が内側から崩壊してしまうのではないかということに危惧している。そのため、このような視点を欠いた本議案には反対する。」

議長は、他に討論を希望する者がいないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨を宣した。

挙手による採決の結果、第5号議案は賛成多数により可決された。

【第6号議案】 第65回定期総会開催地を宮城県に決定する件

議長は、第6号議案「第65回定期総会開催地を宮城県に決定する件」を議題に供した。

大沢一實副会長から、第6号議案の趣旨説明として、第65回定期総会の開催地を宮城県とする旨の提案があった。

その後、議長から質疑、討論を省略する旨の提案がなされ、議場において異議なく承認されたことから、直ちに挙手による採決に入ったところ、第6号議案は賛成多数で可

決された。

〔第7号議案〕 宣言・決議の件「集団的自衛権の行使容認に反対する決議（案）」

議長は、第7号議案「宣言・決議の件」として、「集団的自衛権の行使容認に反対する決議（案）」を議題に供した。

山岸良太副会長から次のとおり趣旨説明がなされた。

武力紛争が依然として絶えない国際社会において、憲法前文の平和主義及び戦争を放棄して戦力を保持しないとする憲法第9条の先駆的意義は、ますます増していると考えている。

当連合会では、2005年の鳥取の人権大会で、立憲主義の堅持と日本国憲法の基本原理の尊重を求める宣言を採択している。また、富山の人権大会では、平和的生存権及び日本国憲法第9条の今日的意義を確認する宣言において、集団的自衛権の行使は、憲法に違反するものであり、憲法の基本原理である恒久平和主義を後退させ、全ての基本的人権の保障の基盤となる平和的生存権を損なうおそれがあることを表明している。

一方、集団的自衛権というのは、政府解釈によっても自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利であるとされている。これまで政府も、憲法第9条の下において容認される自衛権の行使は、我が国を防衛するために必要最小限度の範囲にとどまるべきであると解しており、集団的自衛権の行使はその範囲を超え、憲法上許されないとしてきた。

ところが今、政府には、この解釈を変更し、若しくは立法によってこれを変えようという動きがある。しかしながら、このようなことは立憲主義の原則に反するものであって、到底許されないと考える。

そこで、当連合会としては、憲法の定める恒久平和主義、平和的生存権の今日的意義を確認するとともに、集団的自衛権の行使に関する確立した解釈の変更、あるいは行使を容認する国家安全基本保障法案の立法に強く反対するという決議をお願いしようとしているところである。

提案理由について、簡単に今述べたことを敷衍する。特に、集団的自衛権に関する当連合会の意見のこれまでの集約について説明する。

まず、第48回の人権大会において、当連合会は、立憲主義、国民主権、基本的人権の尊重、恒久平和主義を憲法の理念及び基本原理として確認し、集団的自衛権の行使を認めたと、その範囲を拡大しようとする改憲解釈に対して、日本国憲法の理念や基本原理を後退させることにつながりかねないという危惧を表明する宣言を採択している。

さらに、第51回の富山の人権大会では、平和的生存権及び日本国憲法第9条の今日

的意義を確認する宣言の中で、憲法第9条は、現実政治との間で深刻な緊張関係を強いられながらも、自衛隊の組織、装備、活動等に対して大きな制約を及ぼし、海外における武力行使及び集団的自衛権行使を禁止する等、憲法規範として有効に機能しているとして、憲法第9条の今日的意義を高く評価し、その上で平和的生存権と憲法第9条が、極めて重要な意義を有していることを確認している。

さらに、当連合会では、2012年7月27日、集団的自衛権の行使を容認する動きに反対する会長声明を公表している。その中では、鳥取、富山の人権大会で、一貫して集団的自衛権に反対する立場を明確にしていることを引用している。

その上で当連合会では、2013年3月の理事会で承認を得た上で、集団的自衛権行使の容認及び国家安全保障基本法案の国会提出に反対する意見書を公表している。

このように、今、国は解釈改憲及び国家安全保障基本法案の提出という形で、解釈によって立憲主義に反して集団的自衛権の行使を認めようとしているので、これまでの人権大会や会長声明、理事会を経た意見書の提出、その他を踏まえて、今回の定期総会で提案する次第である。

決議案の内容は、結論として、集団的自衛権の行使に反対するというものである。我が国の安全保障政策は、立憲主義を尊重し、憲法前文と第9条に基づいて策定されなければならないものである。憲法前文と憲法第9条が規定している恒久平和主義、平和的生存権の保障は、憲法の基本原理であり、時の政府や国会の判断で解釈を変えることはもとより、法律を制定する方法でこれを変更することは、憲法を最高規範と定め、憲法に違反する法律や政府の行為を無効とし、国務大臣や国会議員に憲法尊重擁護義務を課すことで、政府や立法府が憲法による制約の下に置こうとしている立憲主義に違反し、到底許されるものではない。

よって、当連合会は、憲法の諸原理を尊重する立場から、憲法第9条によって禁じられている集団的自衛権の行使を、政府が従来解釈や見解を変更して容認することや、集団的自衛権の行使を容認する憲法違反の法案提出に強く反対し、本決議を提案する。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

国府泰道会員（大阪） 「私の質問は、決議案には賛成の立場である。決議案の実現のためには、憲法第96条の改正の動きを阻止することが不可欠だろうと思う。憲法問題に、日弁連としてどのような体制で取り組んでいくのかということ、執行部に質問したいと思っている。

それから憲法問題の対策本部を設置して、国民運動としてこれに取り組んでいくべきだと思うが、執行部としては、どのように取り組んでいかれるのか、質問したい。

以上が質問の趣旨であるが、若干、この質問をするに至った私の思いを申し上げたい。我々は法律家団体として単に決議を上げるだけではなくて、憲法改正阻止のための運動

の中核になっていくべきではないかと思っている。そのためには、まず、機動的に動ける対策本部を弁護士会に設置していただきたい。憲法問題の対策本部を設置し、国民運動とともにやっていただきたい。国民運動として対策本部で活動する際には、憲法についての法教育を進めていく運動もできないかと思う。

弁護士が法教育で各地に出掛けて行き、労働団体、消費者団体及び学校へ行って憲法の話をする。100万人の学習運動とでも名付けて、全国で100万人の人たちを前に弁護士が憲法の話をする。そういった運動を弁護士会として、ぜひ進めていただきたいと思い、執行部に対して、今後の取組について質問申し上げる。」

山岸副会長 「まず第96条の問題に関しては、『憲法96条改正に異議あり』という非常に分かりやすいパンフレットを作って、活動していくということがある。

さらに、集团的自衛権の意見書を諮った本年3月の理事会で第96条改正問題についても意見書を発表しており、4月22日には、プレスセミナーも開催して多数の参加があった。さらに5月3日の憲法記念日には、第96条と集团的自衛権の両方について明確に反対する会長談話も出しており、こうした集团的自衛権や第96条に関する改憲の動きを許さないという当連合会の明確な意思が、世論にも相当程度影響してきていると認識している。

また、5月27日には、憲法問題に関連したFAXニュースを出している。

さらに、第96条の改正に反対する会長声明などを既に出しており、直近までの憲法改正問題に関する資料を取りまとめて、各単位会に送付するというのもやっている。

このような経過を踏まえ、圧倒的多数でこの決議案を採決していただき、その上で今年の人権大会では、なぜ今国防軍なのかという形で安全保障の問題、第9条の問題に関するシンポジウムを行い、さらに憲法第96条改正に反対するという決議も行おうと考えている。

このような問題については、会員のコンセンサスをとりながら、圧倒的多数の力を集結して、社会に訴えかけていくということが必要だと考えている。執行部としてもその段取りをとりながら、弁護士の力を集めて、この問題に対処していきたいと考えている。

また、法教育の問題であるが、これも重要な問題だと思うので、日弁連でも力を入れていきたいと考えている。」

議長は、他に質疑を希望する者がいないことを確認し、質疑を終了して討論に入る旨を宣した。

西岡芳樹会員（大阪） 「決議案に賛成の立場から意見を申し上げる。この決議案の主文、あるいは提案理由にも登場している第51回富山人権大会のシンポジウムで、私は実行委員長として関わり、平和的生存権及び日本国憲法第9条の今日的意義を確認す

る宣言を採択していただいた。

この宣言・主文では、先ほど提案理由でも説明があったとおり、憲法9条の今日的意義として、憲法第9条は現実政治との深刻な緊張関係を強いられながらも、自衛隊の組織、装備、活動等に大きな制約を及ぼし、海外における武力の行使及び集団的自衛権行使を禁止するなど、憲法規範として有効に機能していることと、現在でも憲法第9条は有効に機能していることを確認した。

しかしながら、本年2月、安倍首相は、安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会を5年ぶりに再開した。いわゆる、安保法制懇は2008年第1次安倍内閣のときに諮問され、2008年6月24日に報告書を出した。その中では、激変した国際情勢、我が国の国際的地位及び同盟国相互の信頼関係の維持・強化のため不可欠であるから、集団的自衛権の行使については、憲法解釈の変更で行い、憲法改正の必要はないとすべきだという結論を出している。

そして、今回、第2次安倍内閣で全く同じメンバーで再開され、前回の検討事項に加え、昨年7月に自由民主党が公表した国家安全保障基本法案についても諮問をした。報道によれば、参議院選挙前に集団的自衛権行使を容認する結論を出し、その法的根拠として国家安全保障基本法の制定を提言する予定であるとされている。

しかしながら、この国家安全保障基本法案というのは、極めて危険な法律である。その第10条では、我が国が自衛権を行使する場合として、我が国が攻撃を受けた場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態においても、我が国が自衛権を行使できるとしている。

また、第11条では、国連憲章上定められた安全保障措置への参加ということで、国連安保理の決議があれば、自衛隊は海外で武力行使ができると規定されている。また、これには、下位法として国際平和協力法案を予定しており、今までのようにイラク特措法やテロ特措法といった、その都度の特措法ではなく、恒常的に自衛隊が海外に派遣され、武力行使することが可能になる規定となっている。

また第12条では、武器輸出を原則自由としているが、その理由は、我が国の防衛に資する産業基盤の保持、育成につき配慮するためとのことである。

また、国民については、国の安全保障施策に協力する義務を負わせ、教育についても安全保障教育を行うということが、この法律の中に出てくる。憲法第9条の規範としては三つ、すなわち、集団的自衛権の行使の禁止、海外での武力行使の禁止、そして自衛隊に対して装備や活動に制約を課しているということがあるが、この法律が成立すると、集団的自衛権は行使でき、海外での武力行使もできるということになる。そうすると、これに伴って自衛隊の装備や活動が変容するということは見やすい道理である。

我が国は立憲主義をとっており、憲法第96条の最高法規性も併せて考えると、法律をもって憲法第9条の中身を削除し、改編することが許されるものではなく、これらは政治的な問題ではなくて、まさに国の基本法である憲法に関する我々自身の責務である

と考えている。

既に会長声明が出され、理事会決議をいただいているが、さらにこの総会において決議していただき、この法案が国会に提出されないように、本日、参集された各会員が各単体会に戻って一人一人今日の決議の状況を伝えていただき、国民運動に盛り上がっていくよう、協力をお願いしたい。まずその大前提として、本日の決議案を採択していただきたい。」

綿引光義会員（東京） 「私は、日本の占領下に作られた憲法であって、おかしいので、政府としては解釈上、そういうおかしいものを免れることによって、日本国民がそのままにならないようにという意味を持って、いろいろやっているのであるから、わざわざ弁護士会が積極的に反対する決議までするには及ばないと思う。」

栗谷しのぶ会員（第二東京） 「第7号議案に対して、賛成の討論をさせていただく。私は、若手の会員として、そして2人の子供を持つ母として、この法案がいかに危険なものであるかについて、意見を述べたいと思う。

集団的自衛権の行使に関する憲法解釈によると、集団的自衛権とは、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力を持って阻止する権利であるとされている。

これは、イラクなどの紛争に日本の国民を送って、そこで武力行使を許すということに他ならない。日本から遠く離れた国での戦争に、なぜ日本の国民を送らなければいけないのか。国家とは、そもそも国民の安全を守るべき立場にあるのに、逆にこれは国民を危険な場所に連れて行こうとするものである。

私は、自分の子どもだけではなく、世界中の子どもたちが平和で安全な世界で生きていってほしいと思っている。私たちは、そのような平和で安全な国を作るために、みんな一致団結して努力していくべきだと思っている。

日本が今やるべきことは、集団的自衛権の行使ではなく、憲法第9条の平和主義を堅持していくという立場をより明確にしていくことである。

そういった意味で私は、弁護士である前に、まず人として、この国家安全保障基本法に反対しているし、また、日弁連に対しては、社会正義の実現と人権保障を目的とするものとして、この法案に反対する立場で断固として立ち向かっていただきたいと思っている。」

武内更一会員（東京） 「主文には、賛成である。ただし、理由がまだまだ足りないと思っている。最高裁の判決でいえば、違憲である。この決議案は、憲法第9条、憲法の基本原理、また恒久平和主義というところから集団的自衛権の行使を容認することに反対し、そして国家安全保障基本法案に反対すると論じている。

それは全くそのとおりではあるけれども、政治の実態、経済の実態はもっと凶悪なものであり、それとの本当の対決をすべき時期だと、私は思う。人権を保障し、命を守るために戦争をやろうとしている勢力に、今、日弁連は弁護士とか弁護士の団体というものを超えて、人としてそのような動きには体を張って反対し、対決する必要がある。

集团的自衛権の行使の容認という問題は、野田政権以来出てきて、どんどん進んでいるが、元はといえば、昨年1月にオバマ大統領が述べていたアメリカの新軍事戦略から来ている。アメリカが二正面作戦ではなく、アジア太平洋地域において軍事的プレゼンスを強める。周辺の国を利用して軍事威力の分担をさせ、アメリカの野望を追求するというのがアメリカの新軍事戦略である。

アジア太平洋地域における市場の支配をアメリカがますます強めようとしている。そこへ日本を引っ張り込むというのは、これはTPPの狙いでもある。そこに軍事的な力をもって強行していくというのが、アメリカの狙いである。

そこに、中国に対するアメリカの対抗意識もある。その中で、日本はそれについていくとともに、自らの国益と称して、領土的野心、それはつまり市場であるが、尖閣諸島、釣魚台、独島、竹島、こういうところについての領土問題をあおったのは、まさに日本海における海底資源の確保を狙ってのことだと私は考える。

まさに、経済戦争、領土戦争が起きているところだと思う。そこへ、この集团的自衛権の行使の容認、さらには日本政府はそれを超えて、憲法第9条を変え、国防軍と称し、自衛隊には他国の領土にまで陸上自衛隊を送り込めるということを狙っているわけである。これは、軍事力を用いた侵略そのものである。そこまで今の経済体制は追い込まれているという実態にある。

この大恐慌情勢は一向に収まらない。アベノミクスという、金だけを回して、あっという間に引き上げていく投機資本主義、そういうものが世界中の経済を壊していく。その中で、経済界やアメリカの財界も狙っているのは、領土支配、まさにブロック経済である。これは、確実に世界戦争に進む道だと私は思う。

それに対して、この規範とか憲法とか、そういう立場から反対するのはもちろんであるが、それ以上に、人間を戦争に動員するような政策に対して、日弁連及び弁護士は、正面から批判し、対決しなければいけない状況にある。

この決議案には賛成する。その上で、集团的自衛権行使、それから国家安全保障基本法、さらには憲法第9条の改悪が狙っているものとはっきり対決する姿勢を日弁連はとろうということを皆さんに訴えたいと思う。」

伊藤真会員（東京） 「賛成の立場から述べる。今回の決議の最後の部分に、確立した解釈の変更、それから国家安全保障基本法案の立法に強く反対するとある。私は、この2点に特に立憲主義という、当連合会が寄って立つ基盤の観点から反対したい。いわゆる解釈改憲は、政府の解釈によって、これまでの確立した集团的自衛権行使否定を変

えてしまう。これは、言葉を変えれば憲法によって拘束される側の政府が、自分の都合によって、いわば解釈の変更でこの拘束を免れてしまうということを意味する。まさに、立憲主義を否定したも同然のことと考える。

さらには、法そのものの規範性や国民の法に対する信頼、また遵法精神そのものさえも大きく損ねてしまうと考える。

また、この議員立法という手法で違憲の法律を成立させてしまうことについては、仮に違憲の法律であったとしても、一旦成立すると、政府は憲法第73条第1号の法律誠実執行義務を口実に、これを執行するに違いない。ということは、具体的事件をきっかけに提訴され、最高裁判決が確定するまでは、いわばこの国で集団的自衛権が行使され、違憲の状態が事実上続いてしまうことになる。まさに、憲法の規範的な拘束力を完全に無力化してしまうことにほかならない。

こうした議員立法が内閣法制局の事前審査を潜り抜けて成立した場合、悪しき先例となり、立憲主義が完全に崩壊してしまう。そういう恐れすらあると考えている。

今日の国際法上、集団的自衛権及び集団安全保障以外の武力行使は一切禁止されている。私たちの憲法も第98条第2項で国際法遵守義務を定めているから、これらには当然従わなければならない。憲法でこの国に縛りをかけて、集団的自衛権の行使又は集団安全保障であったとしても、武力行使は海外で行わないんだというところに、立憲主義に基づく第9条の立憲的な意味があると考えている。これを認めてしまうということは、まさにこの第9条の立憲主義の意味合いを骨抜きにしてしまうことにほかならない。

立憲主義という言葉も、これまでは、なかなか一般の市民には広がってこなかったが、こここのところ、一般の市民にも、立憲主義、憲法とは何なのか、国を縛るための道具である、ということが広がりつつある。

そのような中で、解釈改憲や議員立法による潜脱等がもし認められてしまったら、せっかく憲法は国を縛るための道具なのだとして一般の市民が認識しつつあるところを、やはり憲法など役に立たない、国を縛る道具とは名ばかりじゃないかということになってしまう。

私は、今こそこの決議を全会一致で通して、国民に向けて立憲主義の重要性をしっかりとアピールすべきだと考えている。この議案には賛成である。」

高山俊吉会員（東京） 「集団的自衛権の行使容認に反対する決議について急を要するという大阪の会員の意見、あるいは若い母親である会員の意見には、非常に胸を打たれる。急を要するのはなぜかということが、この決議案を見る限り、表立って見えてこないところがある。そこを確認して、意見を申し上げたい。

例えば、解釈改憲であるとか、あるいは立法改憲であるとか、なぜ、そういう乱暴なことが行われようとしているのか。これは、この決議案とその提案理由の中にきちんと表示されているだろうか。例えば、オスプレイのことが書いてあるか。普天間や辺野古

のことが書かれているか。米韓が共同軍事演習をやっている。共同軍事演習と評する戦争開始そのものに近いことをやっている。米日もやっている。こういう事態がある。

橋下大阪市長があのような発言をした。それについて、眉をひそめる人もいるけれども、そういう状況があるから問題なのである。あるいは、ヘイトスピーチが東京新宿を中心にあちこちで行われる。それについても眉をひそめる人がいるけれども、これもまた情勢である。こういう状況が今来ているから、危険なのである。何が来ているのかというと、具体的な戦争である。

昨年8月のアーミテージ＝ナイ報告は、まさにアメリカがこの太平洋の中心になって戦争を始めることに、日本もきちんと従えという通告だった。福島第一原発事故では友だち作戦なるものが展開されたけれども、あれも戦争そのものだった。そういう事態が今来ているという、そのことが急を要する理由なのではないか。

そういう意味合いをここにきちんと含むものとして確認していただきたい。

武力紛争が依然として絶えない国際社会、こういう言葉を随分聞いてきた。けれども、今起きていることは、更に危険な状況になっている。そのことをみんなが確認しようではないか。戦前、治安維持法制に弁護士会は初めは反対していた。けれども、だんだんにそうではなくなっていく。日本が15年戦争に入っていく、弁護士会は崩れていった。そして、関東軍に感謝決議を出して、ついには戦闘機を送ることまでやった。人権を守り、戦争には正面に立って反対する責務を負っているはずの弁護士が、戦争推進の先頭に立った。そういうことはどうして起こるのか。それは、現に今この国に何が起きているかということを中心にきちんと見つめようとしなかったからである。

その結果、アジア2000万人の民衆を殺すこととなり、同胞310万人の命も奪われた。このようなことを私たちは絶対にやってはいけない。なぜなら、毎日、新聞やテレビで見ただけでも、その危険な兆候を目の当たりにするからである。このような趣旨がこの決議案に含まれているという理解の下に、私は辛くも賛成をする。」

鈴木達夫会員（第二東京） 「武内会員と高山会員の意見に賛成し、同じ立場から意見述べる。私は、今の憲法は三つの要素で成立したと考えている。第二次世界大戦は、日本のアジア侵略戦争という側面と同時に、アジア市場をめぐる二つの強盗、日本とアメリカ、二つの帝国主義、資本主義、強盗国家がアジア市場をめぐる戦い、日本が敗北したという側面を持っていたと思う。

したがって、第9条は戦勝国であるアメリカが、我が国の武力を二度と浮かび上がらないように、武装解除するという側面を持っていたことは、事実である。しかし、高山会員も触れたように、それ以上に、今の憲法を作っていく原動力となったのは、一つは2000万人も殺されたアジアの人民の声である。あの憲法を持たなかったならば、日本の戦後はアジアではあり得なかった。

もう一つは、47年2月1日のゼネストまで登り詰めた、いわば日本の労働者人民の

絶対に戦争は許さない、戦争にもっていった天皇、あるいはこの資本主義を絶対に許さないという戦後革命的状況と、これに関するアジアの声に対する、日本の資本主義及び支配階級のぎりぎりの妥協だったのだ。天皇を象徴にして、資本主義だけは残し、生き延びる。このぎりぎりの妥協が今の憲法である。そういう点では、世界の資本主義体制の下における憲法にしては、人権保障に厚く、労働者の権利を徹底的に保障している。何よりも第9条は、戦争放棄を宣言している。そのように捉えたときには、今の憲法の改悪は絶対に許してはならない。

自民党は結党以来、自主憲法制定を言ってきた。しかし、今、石原氏や橋下氏が占領憲法と言い出しているのは、歴史的な事実を抹消して、再び日本がアメリカとともにアジアに向かって資源と市場と労働者の搾取を求めて進出していくために、どうしても手かせ足かせになっていた憲法をひっくり返そうとしていると私は捉える。したがって、占領憲法などという考え方はでたらめだということをはっきりさせていかなければならないと思う。

では、なぜ今、占領憲法などという言葉が流行り、真正面から憲法改悪が政治課題に上るのかという点について述べたい。

私は、本日の議論とこの決議が、そのような流れに対して打撃を与えるのかという点を、ともに真剣に考えたいと思う。

確かに立憲主義、あるいは憲法尊重擁護義務は、私たちが何らかの主張をする場合には一つの理屈としてあり得るかもしれない。

しかし、もっと現実には起こっていることに対して切り込む論理と、私たちの考えを突きつけるべきである。日本の独自の資本主義的なアジアをめぐる権益とアメリカの権益は、今激しくぶつかっている。テーブルの下では、蹴飛ばし合いをやっている。その表れがTPPではないか。

その中で、日本も黙っていたらアメリカに巻き込まれるだけなので、独自の軍事大国を目指し、北朝鮮と中国に向かって、アメリカとの共同作戦という形をとりながら、独自の利益を求めて侵略戦争に打って出ようとしている。それが、差し当たって緊急の課題となっている集団的自衛権の問題だろうと思う。

アメリカは東日本大震災直後の友だち作戦では、古い枠を取っ払って、自衛隊と米軍によるすばらしい共同行動ができたと言い切っている。これを再びやろうではないかというのである。

私たちは、そういう戦争への動きに対して、再度、反対していかなくてはならない。」

池本誠司会員（埼玉） 「この決議に賛成する意見とともに、この決議だけでは不十分であり、対策本部を作って、全会員を挙げて運動を進めるべきという2点を申し上げたい。

まず第1点であるが、今回の決議は、長年定着した憲法解釈を法律によって覆そうと

しているという、まさに法理論によって問題点を指摘している点が大事だろうと思う。

日弁連は、強制加入団体であるから、政治的選択に係る争点について、何にでも意見を出すわけではない。しかし、弁護士は人権擁護と社会正義の実現を職責としており、法律家団体として政治的選択の前提にある法的な問題点はきちんと指摘すること、これもまたわれわれ専門家団体の職責である。そこをきちんと議論した上で、どこに一致点を見出して意見表明をするかというところで、私はこの理由付けは見方によっては歯がゆいところがあると思う。先ほど高山会員から、ぎりぎり賛成という発言があり、非常に気持ちは分かるが、ここはやはり一つ的一致点を見出して、全会一致で採択していただきたいと思う。

問題は、決議を上げたから今の流れが変わるわけではないということである。日弁連はもちろん、全国の単位会で対策本部を設置し、それぞれのところで若手会員も含めて議論をした上で、外に向けて発言していくことが重要ではないか。

日弁連及び全国の単位会でそれぞれ対策本部を設置し、きちんと活動していくべきではないかと考える。

埼玉では、6月に意見表明の案文と対策本部の設置を提案する。ただし、意見表明については、あえて継続審議にして、全会員にそれを送って意見を出してもらい、会員集会を開いた後に7月の常議員会で採択しようという方針で検討している。そして、対策本部は6月に設置して、6月中にできるだけ多くの人を集めて、7月に意見表明の方針が固まり次第、外に向けた活動に入ろうとしている。

日弁連も、このようにして各単位会の動きを作っていくことを確認していただきたいと思う。」

議長は、他に討論がないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨を宣した。

挙手による採決の結果、第7号議案 宣言・決議の件「集团的自衛権の行使容認に反対する決議（案）」は、賛成多数により可決された。

議長は平成24年度の会務報告について質疑に入る旨を宣した。

米谷康会員（仙台） 「東日本大震災の復興支援に関連して質問する。まずは、これまで日弁連が被災者支援を最重要課題として掲げ、仙台弁護士会に対しても、多大な支援をいただいていることに感謝申し上げます。今後も引き続き、被災地の再建・復興について支援をお願い申し上げます。

被災者の生活再建については、被災ローン減免制度が策定されている。運営委員会も設立され、運用がスタートしているが、この制度の運用に関して仙台弁護士会は、本年5月22日に、制度における不当な運用を見直し、真に被災者の救済に資する運用を求める会長声明を出している。

その内容は、仙台弁護士会のホームページにも記載されており、マスコミでも大きく取り上げられた。また、昨日の国会でも取り上げられた。この声明の内容は、まず一つ目は、登録専門家紹介の条件として、一定額の弁済の確約を求める事例が相継いでいることである。二つ目は、ガイドラインの利用要件が必要以上に厳格に運用され、被災地の弁護士が制度利用相当と判断した事案において、取り下げ勧告が運営委員会からなされたり、取り下げに応じなければ自動的に手続を終了させるとの措置を採られた事案が発生していることである。三つ目としては、申し出支援に当たった被災地の弁護士と運営委員会との間で見解が相違した事案において、運営委員会が確認報告業務を担当することになっていた被災地の弁護士への委嘱を何ら合理的理由を示すことなく撤回した上で、その被災者の居住地から遠く離れた東京の弁護士に委嘱し直し、その弁護士は被災者の状況を直接確認することなく、運営委員会の見解に沿ったガイドライン不適合との結論の確認報告書が提出されたという事案が報告されていることである。そういった運用をやめるよう求める声明である。

仙台弁護士会は、これまで運営委員会との信頼関係維持に努め、運営委員会とは2か月に1回程度の割合で協議会を開いており、個別事案の運用についての協議を行っている。この協議会の中でも、会長声明で取り上げた運用を議題にし、そのような不当な運用を見直すべきではないかと議論してきたが、運用改善がなされない状況にあった。

さらにはそのような中で、仙台弁護士会所属の弁護士への委嘱を撤回して、東京の弁護士に再委嘱し、委嘱された東京の弁護士が、ガイドラインに適合しないという確認報告書を作成し、それが債権者に送付されるという事例があった。

この恣意的と言わざるを得ない委嘱についても、仙台弁護士会は運営委員会に対し、抗議の意見を2度ほど提出したが、改善されず、さらには抗議の意見を上げているまさにその最中に、何らの合理的理由もなく委嘱の撤回を行った他の事例の報告がなされた。そのため、協議における運用改善はもはや困難と判断し、会長声明を出した経緯があった。仙台弁護士会では、会長声明により不当な運用を表面化させることで、ガイドラインの利用を躊躇させるのではないかという懸念もあったが、被災者の生活再建を妨げる運用を早期にやめていただきたいと考えて、会長声明を出すこととした。

会長声明はマスコミで大きく取り上げられ、また昨日の国会でも取り上げられた。麻生金融担当大臣からも、調査の上できちんとした対応をする旨の答弁がなされている。

こうした被災ローン減免制度という重要課題について、日弁連ではまだ声明等意見は出していないと思うが、どのような考えをお持ちか、検討状況及び今後の姿勢について御教示いただきたい。」

大沢副会長 「仙台弁護士会が被災ローン減免制度の運営に多大な御尽力をされていることに、敬意を表するとともに感謝を申し上げます。質問の中にあった仙台弁護士会会長声明はもちろん承知している。また、各種報道や国会の質疑についても把握している。

本件については、関係省庁とも既に連絡を取り合い、実態把握や解決に向けて動いているところである。今後は事実関係を正確に把握した上で、一日も早く被災者のためにこの問題が良い方向に向かい、被災ローン減免制度が迅速かつ円滑に運用されるように努力していく所存である。

ただ、一つ付け加えると、被災者のためにという気持ちが、会長声明の中になじみ出ていると感じた。日弁連も思いは同じであり、御理解を願いたい。」

議長は他に質疑がないことを確認し、質疑応答の終了を宣した。

山岸会長から、次のとおり挨拶があった。

熱心な議論を賜り、感謝申し上げます。

憲法改正問題の議論が国民の間で真剣になされるようになってきた。

そんな中で会員の中でも様々な意見があろうかと思われる。ただ、集団的自衛権の行使容認に反対することについては、大方の賛同が得られるのではないかと考えて提案した。

これから、さらに第96条の改正問題についても、立憲主義の観点からその問題性等について議論を深め、展開し、国民の皆様方の議論を呼び起こして、活動していきたいと思っている。そして、人権大会においては、なぜ今、国防軍なのかということ、この点については、様々な意見があろうかと思うが、議論をさらに深めていきたいと思っている。政府に対して、その政策に真っ向から反対意見を述べるというようなことも、やっていく必要がある。

そのような中で、これほどまでに不祥事が次々と起こると、巨額な詐欺事件や業務上横領事件に対して、日弁連はどういう手を打っているのかと、大変厳しい意見を突きつけられている。弁護士自治は剥奪すべきだという意見の議員や、官庁の方々も少なからずいるということは、御存じのことかと思う。弁護士法第72条を残してしまったのは間違いだったと公言する方もおられる。

そうした状況下で、私どもとしてはきちっと議論を展開して、意見は述べ、行動していくとしても、国民の信頼を回復して維持し、今後とも弁護士自治に対する支持を国民の皆さんからいただいなければならない。

弁護士の管理、取締りの強化に反対するという御意見には、聞くべきものがあると思う。弁護士の職務の独立性は極めて大切なものであると私も思う。しかしながら、職務の独立性を尊重するあまり、私どもは今まで身内に甘かったのではないか。

これから、職務懈怠、事件放置、不適切処理等が社会問題になったときに、さらに一歩進めた対策を講ずる必要も出てくるかもしれない。それほど私としては危機感を持っている。そうならないように、各弁護士会におかれては、自らの会員と意見交換して意

思の疎通を図り、様々な手だてを講じて、弁護士会との交流、信頼関係、メンタルヘルスケアといったことへの対応をお願いしたい。

日弁連としても、総合的な不祥事防止対策は考えていく。適正化委員会を発足させ、市民相談窓口、綱紀懲戒等の情報を集約する。やはり、市民に迷惑をかけたたり、対価を得ながら仕事をしないといった弁護士が数多く出るということは、到底看過できないと私は考えている。

いろいろな意味で刑事司法改革も、今正念場である。民事司法改革も行政訴訟改革もさらに進めていかなければならない。そして、様々なところで、私どもは外に対して厳しい意見を言っていく。厳しいスタンスをとっていくということの立脚点として、私どもも襟を正していかなければいけないと思う。

管理取締りを強化するというだけでなく、弁護士が国民・市民の皆さんからの信頼を維持していくために、何をしなければならぬかということを考えていただきたい。それをしっかりやりながら、政府の考え方に対しても違うところは違うと述べ、反対すべきところには反対するというをやっていかなければならないと考えている。

本日、全国からわざわざ駆けつけてくださった先生方を中心に、それぞれの地域で活動に取り組んでいただき、御支援・御協力をいただきたいと心からお願い申し上げます。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

以上をもって全ての議事が終了し、議長が散会を宣し、第64回定期総会は閉会した。

以上

(調査室囑託 濱谷 美穂)